

昭和四十二年法律第八十一号

住民基本台帳法

目次

第二章 住民基本台帳（第五条—第十五条の四）

第三章 戸籍の附票（第十六条—第二十一条の三）

第四章 届出（第二十二条の四—第三十条）

第一節 住民票コード（第三十条の二—第三十条の五）

第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六—第三十条の八）

第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九—第三十条の二十三）

第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二等）（第三十条の四十一—第三十条の四十四の十三）

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用（第十四条—第三十条の四十）

第四章の四 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五—第三十条の五十一）

第五章 雑則（第三十一条—第四十一条の二）

第六章 罰則（第四十二条—第五十三条）

附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（国及び都道府県の責務）

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条の四において「住民」としての地位の変更に関する届出」と総称する。）が全て

の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理が全て住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明瞭でない者については、その旨

六 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

七 新たに市町村の区域内に住所を定めた者には、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者には、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同様）である者については、その資格に関する事項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七条その他の政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者及び同項第二号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあっては、同項第二号に掲げる里親に限る。）をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。））については、その米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受けれる者で政令で定めるものをいう。第三十条第一項において同じ。）

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号及び第三十一条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの

十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

（住民票の記載等）

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記

る介護保険の被保険者（同条第一号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十一条第三項及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七条その他の政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者及び同項第二号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあっては、同項第二号に掲げる里親に限る。）をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。））については、その米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受けれる者で政令で定めるものをいう。第三十条第一項において同じ。）

十三 住民票コード（番号、記号その他の符号及び第三十一条第三項において同じ。）については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）

十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

（住民票の記載等）

十五 住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

十六 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記

載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。
市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該住民票の記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

前二項の規定による通知は、総務省令（前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

（選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

（住民票の改製）

第十条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一條 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村については、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）を当該国又は地方公

共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

（前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。）

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることとが事務の性質上困難であるもの（次項において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るもの（除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一條の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができる旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者は管理人の定めのあるもの）を含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

（統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施）

五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは、「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは、「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三章 戸籍の附票

第三章 戸籍の附票

（戸籍の附票の作成）

第十六条

市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

市町村長は、政令で定めるところにより、前項の戸籍の附票を磁気ディスクをもつて調製することができる。

（戸籍の附票の記載事項）

登録したとき、同条第二項の規定により在外選挙人名簿への登録の移転をしたとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続きに関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ、

規定する情報提供者又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に提供するものとする。

第三章 戸籍の附票

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2 市町村長は、政令で定めるところにより、前項の戸籍の附票を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

- 一 戸籍の表示
- 二 氏名
- 三 住所(国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出(次号及び第七号において「国外転出届」という。)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されない者(以下「国外転出者」という。)にあつては、国外転出者である旨)
- 四 住所を定めた年月日(国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定期年月日)
- 五 出生の年月日
- 六 男女の別
- 七 住民票に記載された住民票コード(国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。)

(戸籍の附票の記載事項の特例等)

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六第一項の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者(同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転(同法第三十条の二第三項に規定する在外投票人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。)がされた者及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第三十七条第一項の規定に基づいて在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名を記載しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に

登録したとき、同条第二項の規定により在外選挙人名簿への登録の移転をしたとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外投票人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

（戸籍の附票の記載等）

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正（第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。）は、職権で行うものとする。

（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知）

第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

前三項の規定による通知は、総務省令（前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。）で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

（戸籍の附票の改製）

第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

（機構への戸籍の附票の記載事項の提供）

第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項（番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による通知（番号利用法第十九条第八号又は第九号に

者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に提供するものとする。
(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録される事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から戸籍の附票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相當と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

市町村長は、前三項の規定によるもののか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前

項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」とあるのは、「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項	第七項	第十二項	第一項に 記載した住民 事項証明書	第二十条第三項に 記載した住民 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 事項証明書
基準証明事項のほか 基礎証明事項以外の第六号までに掲げる事項の二及び第十三号に号に掲げる事項及び 掲げる事項を除く。 以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定する戸籍の附票の写 し 基礎証明事項のほかする戸籍の附票の写 し 基礎証明事項以外の 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 事項証明書	第七項 事項(第七条第八号事項のほか同条第一 二及び第十三号に号に掲げる事項及び 掲げる事項を除く。 以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定 された事項の全部又は 一部が表示された第 一項に規定により記載さ れた事項の全部又は 一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定 する戸籍の附票の写 し 基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 事項証明書	基準証明事項のほか 基礎証明事項以外の第六号までに掲げる事項の二及び第 十三号に号に掲げる事項及び 掲げる事項を除く。 以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定 された事項の全部又は 一部が表示された第 一項に規定により記載さ れた事項の全部又は 一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定 する戸籍の附票の写 し 基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 事項証明書	基準証明事項のほか 基礎証明事項以外の第六号までに掲げる事項の二及び第 十三号に号に掲げる事項及び 掲げる事項を除く。 以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定 された事項の全部又は 一部が表示された第 一項に規定により記載さ れた事項の全部又は 一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定 する戸籍の附票の写 し 基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 事項証明書	基準証明事項のほか 基礎証明事項以外の第六号までに掲げる事項の二及び第 十三号に号に掲げる事項及び 掲げる事項を除く。 以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定 された事項の全部又は 一部が表示された第 一項に規定により記載さ れた事項の全部又は 一部が表示され た住民票の写し又は二十条第一項に規定 する戸籍の附票の写 し 基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項の全部若しくは 一部を記載した住民 事項証明書

戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

(戸籍の附票の除票簿)

第二十一条 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときには、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票(以下「戸籍の附票の除票」と総称する。)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

第二十二条 第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

(戸籍の附票の除票の記載事項)

第二十三条の二 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票に記載をしていた事項のほか、当該戸籍の附票を消除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

第二十四条の三 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの方に係る戸籍の附票の除票の写し(第二十二条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めたとき、市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めきる。

の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めることにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該同表の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することにより個人番号を提供するものとする。（デジタル庁への住民票コードの提供）

第三十条の九の二 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十一条第二項又は第二十二条の二第一項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。

2 機構は、前項又は第三十条の四十四の二の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知つたときは、デジタル庁に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

3 前二項に規定する場合において、機構は、機構保存本人確認情報を利用することができる。（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報を利用することができる。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

2 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、当該場合に限り、提供するものとする。

3 前二項に規定する場合において、機構は、機構保存本人確認情報を利用することができる。（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

2 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第一項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第一項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

前項（第四号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

（通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。）

2 前項（第四号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

3 前項（第四号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

四 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

（通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。）

2 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事その他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

五 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）を利用することができる。（本人確認情報の利用）

（通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）を利用することができる。（本人確認情報の利用）

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第一項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）を利用することができる。（本人確認情報の利用）

4 統計資料の作成を行うとき。

府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて第三十条の四十四の十一第三項の規定による事務を利用することができる。

四 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十六条の七、第十六条の十、第十六条の十一、第十六条の十四第二項、第十八条第四項及び第五項、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の七、第三十五条第十、第三十五条の十四第二項並びに第三十七条第三項の規定による事務に利用することができる。

五 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項及び第十六条の二の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等）

第三十条の十五の二 機構は、國の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」とい）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表

事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

一 都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものと認める。

二 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものと認める。

三 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものと認める。

（報告書の公表）

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九、第三十条の九の二及び前条第一項（準法定事務処理者（國の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十九、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十一第二項において同じ。）の機構保存本人確認情報の提供に係る部分に限る。）の規定による認情報の提供に係る部分に限る。）の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（本人確認情報管理規程）

第三十条の十七 機構は、この章及び第三十七条第二項の規定により機構が処理することとされている事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも 同様とする。

（市町村間の連絡調整等）

第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

（市町村の市町村長に対する正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。）

第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとならない。

第三十条の二十一 機構は、都道府県知事に対し、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとならない。

第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

（市町村の市町村長に対する正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。）

第三十条の二十三 機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

（本人確認情報等の提供に関する手数料）

第三十条の二十九 機構は、第三十条の九、第三十条の九の二第一項又は第三十条の十五の二第二項若しくは第三項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

（本人確認情報の安全確保）

第三十条の二十 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（報告及び立入検査）

第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等（電子計算機処理又は情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）を行うに当たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（監督命令等）

第三十条の二十一 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（監督命令等）

第三十条の二十二 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（監督命令等）

第三十条の二十三 機構は、都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとならない。

（監督命令等）

第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとならない。

（監督命令等）

第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとならない。

（監督命令等）

第三十条の二十六 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する市町村の職員若し

一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

第四節 本人確認情報の保護

（本人確認情報の安全確保）

外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならぬ。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）をい

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。（報告及び検査）

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内

において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対する事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認められるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定（次章を除く。）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に關して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關する事項は、条例で定める。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、

当該戸籍の附票に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部をい

る。以下この項において同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県の執行機関が附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

3 機構は、前項の規定により機構が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（附票本人確認情報の誤りに関する機構の通报）

第三十条の四十三 機構は、その事務を管理し、又は執行するに當たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事に通报するものとする。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定によ

る附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

3 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から戸籍の附票に關する事務の処理に關し求めがあつたとき。

4 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定によ

る附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に

係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信するこ

とによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

5 機構は、デジタル庁からの住民票コードの提供）

3 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二条において準用する場合を含む。）の規定により通知した都道府県知事が統一する事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

4 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

5 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

6 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

7 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

8 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

9 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

10 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

11 第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

第三十条の四十四の二 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十二条第二項又は第二十三条の二第一項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定によ

る事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二条において準用する場合を含む。）の規定により通知した都道府県知事が統一する事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二条において準用する場合を含む。）の規定により通知した都道府県知事が統一する事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

第三十条の四十四の五 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二条において準用する場合を含む。）の規定により通知した都道府県知事が統一する事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを除く。）を提供するものとする。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たつては、住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託（（以降の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。）

(苦情処理)

(資料の提供)

第三十六条の三 市町村長は、この法律の規定により市町村が処理する事務の実施に関する苦情としている事項又は除票に記載されている事項に関する資料の提供を求めることができる。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事又は機構に対し、それぞれ都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報に関する資料の提供を求めることができる。

(指定都市の特例)

第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(適用除外)

(政令への委任) 第四十二条 この法律の実施のための手続その他のその施行に関し必要な事項は、政令で定める。
(事務の区分) 第四十三条 第十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 詐則

第四十四条 第三十条の二十六又は第三十条の三十(これらの規定を第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者

二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したものイ 住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者ロ 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者ハ 第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する都道府県の職員又は職員であつた者またの委託を含む。)を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ホ 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職についた者

ト 機構の委託（「以上の段階にわたる委託を含む。」）を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は從事していた者

チ 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者（チにおいて「附票情報受領者」という。）の職員又は職員であつた者

チ 受領者又は附票情報受領者の委託（「以上の一級階にわたる委託を含む。」）を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

チ 第三十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六ヶ月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しないかつたとき。

二 第三十条の二十第一項（第三十条の四十四の九において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十九条 第三十四条第三項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十九条の二 第四十二条（第三十条の三十三第二項（第三十条の四十四の十三において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の項目の下欄に掲げる事務の処理に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第四十三条（第二号ト（当該事務に従事する外務省の職員又は職員であった者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十条 偽りその他不正の手段により第十一条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の

「司法試験の実施又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験の実施」とする。

則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
(政令への委任)

住民基本台帳法別表第一の規定の適用について
は、同表の二十四の項中「第九条の登録」とあるのは、「第九条第一項の許可」と、「第十三条第三項」とあるのは、「第十三条」と、「同注第四項」とあるのは、「第十四条」とあるのは、「又は同法第四十六条第三項」とあるのは、「又は同法第五十五条第三項」と、「第七十二条第二項」とあるのは、「第五十四条第二項」と、「同法第五十七条第一項の認定又は同法第一百二十二条第五項の届出に関する」とあるのは、「に関する」とする。

附 則（平成十六年六月九日法律第八八八）

附 則（平成十六年六月九日法律第八八八）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年をを超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によること

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めし、次回の号に掲げる規定は、該日から施行する。

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

項の届出に関する」とあるのは「に関する」に
する。

附 則（平成一六年五月一二日法律第四百四
三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則（平成一六年五月一九日法律第四百四
七号）抄

（施行期日）

規定する規定については、当該規定。以下この
条において同じ。の施行前にした行為及びに
この附則の規定によりなお從前の例によること
とされる場合及びなおその効力を有することと
される場合におけるこの法律の施行後にして行
為に対する罰則の適用については、なお從前の
例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

九 五から八まで 略
改正する法律(平成十四年法律第二百二号)の
公布の日又はこの法律の公布の日のはずれか
遅い日

第三十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつる。

第一（施行期日）抄
七号
第一条 この法律は、公布の日から起算して三日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第二条（電波法第九十九条の十一第一項等一号の改正規定を除く。）並びに附則第六条及び第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第六百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施

整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月目を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一五年六月一八日法律第九)
(施行期日)
六号 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

及び第八条から第十二条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一六年六月二日法律第六十
号）抄
(施行期日)

八
六
五
四
三
二
一 第 に 施 に 第 二 、 一 第 に 施
附 則（平成一六年六月二三日法律第一
（施行期日）
三二号抄
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十八条から第四十五条まで、第四十九条及び第五十条の規定 平成十
九年四月一日

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行する。
附 則（平成一五年七月四日法律第一〇
三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成一五年七月二四日法律第一
二五号）抄

附則第六条から第十二条まで第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年一月一日から施行する。

第一六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十八条から第四十五条まで、第四十九条及び第五十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

第一条 本の法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)
第三十三条 この法律の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三國志

(新法第七条第十三号に係る部分に限る。) の規定は、適用しない。

第十条 附則第五条第一項の規定による届出に關する事項の届出（同二項の規定による届出を除く）は、(過料)

し虚偽の届出（同条第一項の規定により適用するものとされた新法第二十人条から第二十九条の二までの規定による付記を含む。）をした者

2 は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

簡易裁判所がする。
(過料に関する経過措置)
第十一
この法律の施行の日前にこ
の行をこ対

第一項 この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則 第二条から前条までに定めるもの（政令への委任）のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置

(検討) は、政令で定める。

であつて出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他の現に本

邦に在留する外国人であつて同法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦

に在留することができる他のものについて、入管法等改正法附則第六条第一項の趣旨にて、第一号施行日以後に在留することができる他のものについて、

を踏まえ第一号旅行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようとするとの観点から、必要に応じて、その者

に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日) 八号 附則 抄 (平成二一年一二月四日法律第九九)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。　
附 則（平成二二年三月三一日法律第一

附見立所二年三月一日法衙第一
九号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年五月一九日法律第三二号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二条第二十八項の改正規定（「デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に改める部分に限る。）及び同法第二百五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条の規定、附則第十条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の改正規定（又は同法第二百五十六条の二十八第三項の届出）を「同法第二百五十六条の二十八第三項の届出、同法第二百五十六条の六十七第一項の指定又は同法第二百五十六条の七十七第一項の届出」に改める部分に限る。）及び附則第十二条の規定 公布の日から起算して二年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な措置は、政令で定める。

な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二一年五月一九日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合は、公布の日）から施行する。

附 則（平成二三年四月二七日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年四月二八日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の公布の日から施行日の前日までににおいては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「第四条第一項の認定」とあるのは、「附則第三条第一項の相当認定」とする。

（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

<p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第二十六条 附則 第二条から第四条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>附 則 (平成二十九年六月二日法律第四九号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第二十条 附則第一条から第九条までに定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成二十九年六月二日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十一条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

<p>第一条 この法律は、都道府県知事と、同表の二十一の三の項及び二十六の一の項を削る改正規定中「別表第三の二十一の三の項」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項とし」とする。</p>	<p>第八条 施行日が通訳案内士法及び旅行业法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)の施行の日前である場合には、前条の二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項とし」とする。</p>
<p>第二十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>第一条 この法律は、都道府県知事と、同表の二十一の三の項及び二十六の一の項を削る改正規定中「別表第三の二十一の三の項」とあるのは、「別表第三中二十一の四の項」とする。</p>

<p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成二十九年六月二日法律第五二号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三十一年六月一五日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成三十一年六月二二日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三十一年七月六日法律第七二号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

律第四十六号」の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。)並びに附則第三十条の規定(公布の別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号二の改正規定に限る。)第十八条、第十九条及び第二十二条(総務省設

置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。)の規定は、令和六年一月一日から施行する。

第百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

第百七十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

の前日までの間は、前条中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

(罰則に関する経過措置)

この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十九条 (罰則)(平成三十一年三月二九日法律第四号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(平成三十一年三月二九日法律第六号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(令和元年五月一七日法律第七号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(令和元年五月二二日法律第九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月までの規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則(令和元年五月二四日法律第一号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の前日までの間は、前条中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

の前項の場合において、この法律の公布の日から施行する法律の一部を改正する法律の施行の日から災害救助法の一部を改正する法律の施行の日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 第四条並びに附則第五条から第八条まで、百二十六条号) 第百六十条第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四条第一項第二号の改正規定に限る。(、第十五条、第十六条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百二十六条号) 第九十一条の十五第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第十八条及び第二十二条(総合特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二条の二第三項の改正規定並びに同法第十二条の表第百条第一項の項及び同法第一百条第二項の項の改正規定に限る。)の規定) 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第十五条)を「第十五条の四」に、「第二十条」を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十一条の四」に改める部分に限る。)、同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十一条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二十一条中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定(すべて)を「全て」に改める部分に限る。)、同条を同法第二十一条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定(第二十二条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く。)並びに同法第二十四条、第三十五条の五十一条、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(「第五十七条」を除く。)及び同項第五号に係る部分(「第五十七条」を除く。)に改める部分に限る。)を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第三十七条第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(「第五十七条」を除く。)に改める部分に限る。)及び同条の改正規定(同条に三号を加える部分(第五号及び第七号に係る部分に限る。)を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。)及び同条の改正規定(同条に三号を加える部分(第五号及び第七号に係る部分に限る。)を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。)

二項を加える部分を除く。)、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。)の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条及び第八十条の規定

布の日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定(同条第十二条の二第二十一条の三に「第二十一条」を「第二十一条の四」に改める部分を除く。)並びに附則第四条第二十一条の改正規定並びに同法第十二条の二及び第三十五条の二を削る部分を除く。)、同法第十二条の二第三条、第三十五条の二及び第三十五条の二を削る部分を付する改正規定、同条の次に一条を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条の二、第十六条の二、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第十七条の改正規定(前号に掲げた条を削る部分を除く。)、同法第十八条及び第十九条の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十二条の三を削る部分を除く。)、同法第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第十二条の二第十六条の七に「第二十一条の三」に改める部分を除く。)、同法第二十九条の改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十三条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十三条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の一の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定(第三十条の三十一)の下に「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に「第三十条の四十四の四十四の三」を加える部分に限る。)及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の十二)の下に「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に「第三十条の四十四の四」を加える部分に限る。)に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

十一 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定(平成三十三年一月一日)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 から六まで 略

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定(平成三十三年一月一日)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

八 略

二項を加える部分に限る。)に限る。)、同法第二条第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三条を加える改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)並びに附則第四条第二十一条の改正規定並びに同法第二十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の改正規定(前号に掲げた条を削る部分を除く。)、同法第十八条及び第十九条の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十二条の三を削る部分を除く。)、同法第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第十二条の二第十六条の七に「第二十一条の三」に改める部分を除く。)、同法第二十九条の改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十三条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十三条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の一の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定(第三十条の三十一)の下に「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第三十条の十一)の下に「第三十条の四十四の三」を加える部分に限る。)及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の十二)の下に「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二)の下に「第三十条の四十四の四」を加える部分に限る。)に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

二 市町村長、都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(次条及び附則第五条において「新住民基本台帳法」という。)第十七条(第五号及び第六号に係る部分に限る。)に規定する「第十号施行日」という。)前においても、新住民基本台帳法第十七条(第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。)及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 新住民基本台帳法第十五条の二の規定

は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(以下この項において「第二号施行日」という)

。前に市町村長が消除した住民票又は住民票

を改製した場合における改製前の住民票であつて、同号に掲げる規定の施行の際現に市町村長

が保存しているものについても適用する。

2 市町村長がその除票(新住民基本台帳法第十

五条の二第一項に規定する除票をいう。以下こ

の項において同じ。)に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過してい

る除票については、公布の日から起算して三年

を超えない範囲内において政令で定める日まで

の間は、新住民基本台帳法第十五条の四の規定

は、適用しない。

3 市町村長は、第十号施行日において現に当該

市町村(特別区を含む。以下この項及び第九項

において同じ。)が備える戸籍の附票であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村にお

いても住民基本台帳に記録されたことがない者

に係るものについては、新住民基本台帳法第十

七条の規定にかわらず、第十号施行日以後住

民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により

その者に係る住民票に同法第七条第十三号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九条

第一項の規定による通知が行われるまでの間

は、新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる

事項を記載しないものとする。

4 第九号施行日から第十号施行日の前日までの

間ににおける新住民基本台帳法第二十条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項

中「戸籍の附票の写し」で第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは、「戸

籍の附票の写し」と、同条第五項の表第十二条

第五項の項中「及び第七号に掲げる事項及び

に」とあるのは、「に掲げる事項及び」とする。

5 新住民基本台帳法第二十二条の規定は、第二

号施行日前に市町村長が消除した戸籍の附票又

は戸籍の附票を改製した場合における改製前の

戸籍の附票であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存している

ものについても適用する。

6 市町村長がその戸籍の附票の除票(新住民基

本台帳法第二十二条第一項に規定する戸籍の附

票の除票をいう。以下この項において同じ。)

に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日か

ら起算して五年を経過している戸籍の附票の除

票については、「公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第二十二条の三の規定

は、適用しない。

7 第二号施行日から第九号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十二条の三第二項から第五項までの規定の適用については、

同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十

七条第七号に掲げる事項の記載を省略したも

の」とあり、及び同条第三項中「戸籍の附票の

除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」とあるのは、「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第四項中

「として、同項に規定する」とあるのは、「どし

て」と、同条第五項中「第七項まで」とあるのは、「第四項まで、第六項及び第七項」と、同

七条第七号に掲げる事項の記載を省略したも

の」とあるのは、「第三項及び第五項」と、「第九項まで」とあるのは、「第六項まで及び第九項」と、同項の表第十二条の三

第八項及び第九項の項中「第十二条の三第八項及び第九項」とあるのは、「第十二条の三第九項」とする。

8 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十二条の三第二項及び第五項の規定の適用については、同条

第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは、「戸籍の附票の除票の写し」と、同条

ついては、同条中「作成」とあるのは、「作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」とす
る。

並びに同号文中「戸籍の附票の除票の保存」とす
る。

係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)第四号において「情報通信技術利用法改正正法」という。)の公布の日のいずれか遅い日

二及び三 略

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行（施行期日）。

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改

正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から

第三十二一条までの規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)
三十一年二月二十九日法律(付)第一
三十一年二月二十九日法律(付)第一

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこ

の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年五月二十九日法律第三三号)抄
第一条 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）号附則抄（令和二年六月五日法律第四〇〇

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

名号は定めを日本が承認する。

正規規定、第四百二十九条の二、五百三十九条の二の改正規定、同法第二百条の十第一項の改正規定、同法第二百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同

法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一條の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六

号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中准定合付企業年金法第三十六条第二項第

第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九

条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため

を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定（「当分の間」の下に、「第三十一条第一項の規定にかかるらず」を加える部分及び「第三十一条第一項に記し書」を「同項に記し書」に改

第一項の規定による改正規定によれば、この部分を除く。並びに同条第二項の規定によれば、附則第二十六条、第二十九条から第三十一条まで及び第二十七、二十八、二十九条の規定によれば、

十三条まで及び第十九条から第六十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一

令和四年五月一日
改正規定の四項の七十七の一の規定による改正規定

九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(令和二年六月一〇日法律第四一
抄則附(施行期日)号)

一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（施行期日）
附號抄
（今和二年六月二日法律第五〇

一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。
附則第二十七条の規定 公布の日
第三条中金融商品取引法第百五十六条の六

第三章(金融商品取引法)第三条の二の改正の
十三から第一百五十六条の六十六までの改正規
定、第一百五十六条の七十四第一項の第一号
の又三規定、同法第二百一十九条の二に付

の改正規定 同法第百五十六条の七十五の改
正規定、同法第百九十八条の六の改正規定及
び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定

並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十

九号の改正規定に限る。)、第二十一条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十二の項の改正規定に限る。)、第

二十一条（金融庁設置法（平成十年法律第二百三十九号）第四条第一項第三号ナの改正規定に
限る。）又は第二十一条の規定（二行の日、

限る)及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
二十六条规定 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてな

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（改正／つまむ）

二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「条例を含む。」）を削る部分に限る。）に限りる。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

に加える改正規定を除く。)、第九条及び第十
五条の規定(公布の日から起算して二年を超
えない範囲内において政令で定める日)
三 第八条、第十二条及び第二十条並びに附則
第五条第一項及び第七条(住民基本台帳法規
表第一の十三の項の次に次のように加える改
正規定に限る。)の規定(公布の日から起算
して三年を超えない範囲内において政令で定
める日)

四 一から三まで 略
第一条 第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和三年六月一日法律第六六六号) 抄

(施行期日)

条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十一
条、第十四条及び第十六条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、
政令で定める。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七四

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

の二の三第三項の改正規定（第七百三条の四第一項第一号」を「第七百三条の四第十一項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日
二から五まで 略

第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条

（政令への委任）
第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二
条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか
か、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、
政令で定める。
附 則 (令和三年六月一六日法律第七四
号) 抄 (施行期日)

十一条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項 第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年四月二七日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一〇日法律第六一号）抄

（施行期日）

<p>第一附則 第二十九条の規定 公布の日 (政令への委任)</p> <p>第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (令和四年六月一〇日法律第六三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第五百九条の規定 公布の日</p>
<p>附 則 (令和四年六月一七日法律第七〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。</p>
<p>(処分等に関する経過措置)</p>
<p>第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為</p>

は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の國の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものとのほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の國の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の國の機関に対してその手續がされていらないものについては、法令に別段の定めがあるものとのほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対して、その手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

二 附則第十一條の規定 ことども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(令和四年法律第七十六号)

附 則 (令和四年一二月九日法律第九六号) 拝抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中地域保健法第六条の改正規定を除定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の規定、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四第十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第百三十二条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第六条及び第七条の規定並びに第十三条中新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五条の規定、附則第二十一条中地方自治法別表第一予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項の改正規定並びに附則第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第四十二条 この附則に規定するもののほか、の法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年一二月一六日法律第一〇四号) 拝抄

とあるのは、「別表第二」の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五第九号の五」とする。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めよ。

別冊第三十卷 第二三二、二三三、二三四、二三五、二三六

四の十三関係		十四条、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十五		三十条の二十八、第三十条の三十一、第三十条の四	
提供を受ける国の機関又は法人	年法律第六十一条第一項に規定する支援法	一の二 金融庁又は財務省	一の三 金融庁又は財務省	一の四 金融庁又は財務省	一の五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)による同法第八十九条の二第一項の許可若しくは同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
被災被災者生活再建支援法による同法第三十条の二十八条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	年法律第六十一条第一項に規定する支援法	一の二 金融庁又は財務省	一の三 金融庁又は財務省	一の四 金融庁又は財務省	一の五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)による同法第八十九条の二第一項の許可若しくは同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の八 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第六百六条第一項の許可若しくは同法第八百六十二条の三十九第一項の届出又は水産業協同組合法第八百十条第一項の登録若しくは同一項において準用する銀行法第五十二条の届出に係る事務であつて総務省令で定めるもの
一の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農林中央金庫法（平成十三年法律第十九号）による同法第九十五条の二第二項の許可若しくは同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出又は農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録若しくは同法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の十 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による同法第六十条の七十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の十一 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録若しくは同法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の十二 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の十三 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の十四 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の十五 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の十六 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の十七 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の十八 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の十九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の二十 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の二十一 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の二十二 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の二十三 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の二十四 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	同上
一の二十五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三项の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項、第五十五条の二第一項、第五十七条の十三第一項若しくは第五十七条の十四の届出、同法第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可、同法第六十条の五第一項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合	同上

に関する事務であつて総務省令で定めるもの

を含む。）、第六十三条第二項若しくは
　　（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十
　　三条の第二項若しくは第三項（同法
　　第六十三条の三第二項において準用す
　　る場合を含む。）、第六十三条の三第一
　　項、第六十三条の九第一項若しくは第
　　七項（同法第六十三条の十一第二項に
　　おいて準用する場合を含む。）、第六十
　　三条の十第二項若しくは第三項（同法
　　第六十三条の十一第二項において準用す
　　る場合を含む。）若しくは第六十三条
　　の十一第一項の届出、同法第六十四条
　　第一項の登録、同法第六十四条の四の
　　届出、同法第六十六条の登録、同法第
　　六十六条の五第一項若しくは第六十六
　　条の十九第一項の届出、同法第六十六
　　条の二十七の登録、同法第六十六条の
　　三十一第一項若しくは第六十六条の四
　　十第一項の届出、同法第六十六条の五
　　十の登録、同法第六十六条の五十四第
　　一項若しくは第六十六条の六十一第一
　　項の届出、同法第六十七条の二第二項
　　の認可、同法第七十八条第一項の認定、
　　同法第七十九条の三十第一項の認可、
　　同法第八十条第一項の免許、同法第一百
　　一条の十七第一項の認可、同法第一百二
　　条の十四の認可、同法第一百三条の二第
　　三項若しくは第一百三条の三第一項の届
　　出、同法第一百六条の三第一項の認可、
　　同法第三項（同法第一百六条の十第四項
　　及び第一百六条の十七第四項において準
　　用する場合を含む。）の届出、同法第一百
　　六条の十第一項若しくは第三項ただし
　　書の認可、同法第一百六条の十四第三項
　　若しくは第一百六条の十五の届出、同法
　　第一百六条の十七第一項若しくは第一百四
　　十条第一項の認可、同法第一百四十九条
　　第二項の届出、同法第一百五十五条第一
　　項の認可、同法第一百五十五条の七の届
　　出、同法第一百五十六条の二の免許、同
　　法第一百五十六条の五の三第二項の届出、
　　同法第一百五十六条の五の五第一項の認
　　可、同条第三項の届出、同条第四項た
　　だし書の認可、同法第一百五十六条的十
　　三条の届出、同法第一百五十六条的二十
　　二の免許、同法第一百五十六条的二十

十一の届出、同法第百五十六条の一十

の届出、同法第二十四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八第一項の申請、同法第二十四条の三十二第一項の更新、同法第二十四条の三十六第二項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十二第一項の届出、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請に関する

の届出、同法第二十四条の七第一項の

十条の認定、同法第七十五条第一項の

な実施の情報の管理に関する事務であつて総務省の登録等	貯金口座	法律第十一条に規定する特定公的給付の支給を実施する国機関又は法人	の登録等	の登録等
に定めるもの	定めるもの	定めるもの	定めるもの	定めるもの
定めるもの	定めるもの	定めるもの	定めるもの	定めるもの
定めるもの	定めるもの	定めるもの	定めるもの	定めるもの
定めるもの	定めるもの	定めるもの	定めるもの	定めるもの

第一項の許可、同法第三十二条の六

用保険法による同法第六十二条の趣

する旨旨

三

会 團體連合	は整理、私立学校教職員共済法による同法第四十七条の三第一項第二号の管理、国民健康保険法による同法第百十一条の三第一項第一号の情報の収集若しくは整理、國家公務員共済組合法による同法第百十四条の二第一項第二号の情報の収集若しくは整理、地方公務員等共済組合法による同法第百四十四条の三十三第一項第二号の情報の収集若しくは整理又は高齢者の医療の確保に関する法律による同法第一百六十五条の二第一項第一号の情報の収集若しくは整理に関する事務であつて総務省令で定めるものと は整理、地方公務員等共済組合法による同法第二十二条第三項第二号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令	
五 社会 保険診療 報酬支払 基金又は 国民健康 保険団体 联合会	七十三の 厚生 労働省及 び日本年 金機 構 七十四 厚生労働 省及び 本年金機 構、地方 公務員共 済組合及 び全国市 町村職員 共済組合 国家公務 員共済組 合連合会 並びに日 校振興・ 本私立學	七十三の 国民年金法等の一部を改正する法律 昭和六十年法律第三十四号 附則第八 十六条 十七条第二項の規定により厚生年金保 險の実施者たる政府が支給するものと された年金である給付若しくは一時金 に係る権利の裁定若しくは支給の停止 の解除又は受給権者に係る届出に関する 事務であつて総務省令で定めるもの 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 百十五号）による被保険者に係る届出、 年金である給付若しくは一時金に係る 事務であつて総務省令で定めるもの 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 百十九号）による被保険者に係る届出又 は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

共済事業		厚生労働省及び日本年金機関	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第七十五条
構	構	構	構
七十六 厚生労働省及び日本年金機関	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農省及び日本林漁業団体職員共済組合法等を廢止するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務で除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第七十五条	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第七十五条
七十七 厚生労働省及び日本年金機関	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八 二 確定	第一条の十八第一項各号若しくは第二項給付企業各号に掲げる業務として行う年金である金法による給付若しくは一時金の支給若しくは(平成十同条第六項の規定による同法第九十三条法律条の情報の収集、整理若しくは分析又は公的年金制度の健全性及び信頼性の第一項六十三号)附則第七十八条第一項第二号)第九条確保のための厚生年金保険法等の一部第十一条のを改正する法律(平成二十五年法律第二第一項六十三号)附則第七十八条第一項第二号に掲げる業務として行う年金である金連合会第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは同	第一条の十八第一項各号若しくは第二項給付企業各号に掲げる業務として行う年金である金法による給付若しくは一時金の支給若しくは(平成十同条第六項の規定による同法第九十三条法律条の情報の収集、整理若しくは分析又は公的年金制度の健全性及び信頼性の第一項六十三号)附則第七十八条第一項第二号)第九条確保のための厚生年金保険法等の一部第十一条のを改正する法律(平成二十五年法律第二第一項六十三号)附則第七十八条第一項第二号に掲げる業務として行う年金である金連合会第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは同	第一条の十八第一項各号若しくは第二項給付企業各号に掲げる業務として行う年金である金法による給付若しくは一時金の支給若しくは(平成十同条第六項の規定による同法第九十三条法律条の情報の収集、整理若しくは分析又は公的年金制度の健全性及び信頼性の第一項六十三号)附則第七十八条第一項第二号)第九条確保のための厚生年金保険法等の一部第十一条のを改正する法律(平成二十五年法律第二第一項六十三号)附則第七十八条第一項第二号に掲げる業務として行う年金である金連合会第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは同

学校振立	日本私会又は合会連絡組合公務員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合及び地方公務員共済組合連合会、全国合会、日本国民年金基金連合会	七十七の確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同条第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の年金である給付若しくは一時金若しくは同法附則第三条第一項の特別障害に対する特別障害給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

事業団	興・共済	七十七の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百三十一号)による同法第一条の保険給付又は同法第三条の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
厚生労働省及び日本年金機構	厚生労働省及第十二条の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の支納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百三十一号)による同法第二条の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
社会保険事業団	社会保険連合会、国際興業・共済事業団	七十七の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の支納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百三十一号)による同法第二条の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
社会保険労働省	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による同法第十一条第一項の規定による同法第二十条第一項の遺族組合及び年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
社会保険試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	社会保険労務士試験又は同法第十三条第一項の紛争解決手続代理業務	七十七の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の支納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第二百三十一号)による同法第二条の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 労働省	七十八の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 厚生労働省	七十九農林水産省による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 十農林水產省	五号による同法第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 林水產省	一百三十九号による同法第九条の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同法第三项(同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九十六条の二十二第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第百三十二条第一項若しくは第百四十五条第一項の認可、同法第一百六十七条の許可、同法第一百七十一条の届出、同法第一百九十五条第一項の認可、同法第二百条第一項の登録、同条第七項の更新、同法第二百五十五条第一項若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項(同法第三百四十五条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八十一 農林水産省 省又は経営者 の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)による
八十二 農林漁業員共済組合制度の統合を図るための農業法人者年金事業の給付若しくは同法附則第十六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農林水産省(平成三年法律第六十六号)による
八十三 農林水産省 省又は経営者 の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農林水産省(平成三年法律第六十六号)による
八十四 経済産業省 省又は経営者 の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農林水産省(平成三年法律第六十六号)による
八十五 開発法人 研究 計量法による同法第四十条第一項若しくは第十四条第一項(同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第六十二条第一項(同法第三百三十三条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農林水産省(平成三年法律第六十六号)による

百五の二 観光庁	協会 る旅 行業	百六 光 土 交 通 省	百七 国 土 交 通 省	百八 國 土 交 通 省	百九 國 土 交 通 省	百 土 交 通 省
第一項の登録又は同法第五十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	住宅宿泊事業法による同法第四十六条法律第二百七十九号によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第二百五十二号）による同法第八条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公営住宅法（昭和二十六年法律第二百三号）による同法第十五条の公営住宅の管理（同法第四十七条第一項の規定に基づき公営住宅を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わって行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による同法第十二条の二第一項の建築物調査員資格者証若しくは同法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付、同法第七十七条の五十一条第一項若しくは第七十七条の六十一条（同法第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十二条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の登録、同法第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十二条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録）による同法第四条第一項若しくは第七条の六十一条（同法第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十二条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の登録、同法第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十二条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による同法第四条第一項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一	

号の申請又は同法第十条の三第一項若

しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十四の 二國土 交通省	百十四 國土交通 省	百十四 國土交通 省	百十三 國土交通 省	百十二 建築士法	百十一 建築士法	百十 建築士法								
百十四の 海事代理 事代理 総務省令 で定める もの	自動車損害賠償 保障法	道路運送車両法 (昭和二十六年法律第 百八十五号)	同法第十二条第一項 の変更登録	同法第五十五条第一項 の技能検定の実施、同法第五十九条第一項 の新規検査、同法第六十七条第一項 の変更記録、同法第七十七条第四項 の交付又は同法第九十七条の三第一項 の届出に関する事務	建築士法による同法第二十六条の三第一項 の規定する事務所登録等事務に 関する事務	建築士法による同法第十一条の二十第一項 に規定する二級建築士等登録事務に 関する事務であつて総務省令で定めるも の	建築士法による同法第十一条の四第一項 に規定する一級建築士登録等事務に 関する事務であつて総務省令で定めるも の	第一項に 規定する 中央指定 登録機関	第一項に 規定する 中央指定 登録機関	第一項に 規定する 中央指定 登録機関	第一項に 規定する 中央指定 登録機関	第一項に 規定する 中央指定 登録機関	第一項に 規定する 中央指定 登録機関	
の届出に に関する 事務であつ て総務省令 で定める もの	による同法 第七十二条 第一項第一号又 は第二号の損害 の填補の交付又 は同法第九十七 条の三第一項の 届出に関する事 務であつて総務 省令で定め るもの	による同法 第十二条第一項 の海事代理 事代理の登 録等事務に 関する事務 であつて総務 省令で定め るもの	による同法 第七十七条第 四項の変更 登録等事務に 関する事務 であつて総務 省令で定め るもの	による同法 第五十五条 第一項の変更 登録等事務に 関する事務 であつて総務 省令で定め るもの	による同法 第二十六条 第一項の規定 する事務所登 録等事務に 関する事務 であつて総務 省令で定め るもの	による同法 第十一条第 二项の規定 する二級建 筑士等登 録等事務に 関する事 務であつて 総務省令 で定めるも の	による同法 第十一条第 一项の規定 する一級建 筑士登 録等事務に 関する事 務であつて 総務省令 で定めるも の	の申請又は同 法第十条の三 第一項若 しくは第二項 の交付に關 する事務であ つて総務省令 で定めるもの						

百十五　船舶法による同法第五条の二第一項の規定又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定められたもの

は航空法の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十六 第二		二条の五		第百三十一条		は航空法の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
項に規定する指定		第六		第三十九条		は、この規則の規定によるもの		
試験機関		百十九条		百十九条		は、この規則の規定によるもの		
省	二 環境	省	二 環境	省	二 環境	省	二 環境	
衛省	会 規制委員会	百二十機構	百二十機構	百二十機構	百二十機構	百十九の廃棄物の處理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)による同法第九条の八第一項の認定、同条第八項(同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九条の九第一項若しくは第六項の認定、同条第八項(同法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十九の廃棄物の處理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)による同法第九条の八第一項の認定、同条第八項(同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九条の九第一項若しくは第六項の認定、同条第八項(同法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十一防衛省	原子力規制委員会	百二十一放射性同位元素等の規制に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九项の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九项の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九项の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に関する法律による同法第二十二条第一項の給付若しくは支給、同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に関する法律による同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九项の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に関する法律による同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九项の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

五の二 十九 市長又 は福祉 事務所を管 理する町長 村十五の三 福社 町理所長 村すを管 理する事務 務長	五の二 十九 市長又 は福祉 事務所を管 理する町長 村十五の三 福社 町理所長 村すを管 理する事務 務長	中華人民共和国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の中華人民共和国の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成十九年改正法」という。による平成十九年改正法附則第四号第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の中華人民共和国の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七百六号)以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十号の四において「平成二十五年改正法」という。による平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の中華人民共和国の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付とされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の中華人民共和国の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの
---	---	---

準用する同法第二十四条の再交付に関する

二 國土調査法（昭和二十六年法律第百八十
二号）による同法第六条第三項の指定を受
十一 の長

の地籍調査に関する事務であつて、總務省の處理及び清

公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令による法規は開拓団地法等の規則等を除く外は、主として内閣府の所掌する事務である。

十四条
住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八
四号）による同法第二十九条第一項の
二第

政令で定めろ

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する
事務(昭和五十三年建第五一二号) 二、二
する事務であつて総務省令で定めるもの

同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定める

高齢者の居住の安定確保に関する法律
(平成十三年法律第二十六号)による同

法第五条第一項の登録 同条第二項の更
新又は同法第五十二条第一項の認可に關
する事務等であつて総務省令で定めるもの

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）によ

云々公害健康被害の補償等に関する法律によつて総務省令で定めるもの

は同法第三条第一項の被保給付の支給工事は同法第四条第一項若しくは第二項の認定する事務であつて総務省令で定め

是共事四關係

第十一章

行第

府都通附
県道知票

別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係）

都道府県事務	七	の未帰還者留守家族等援護法による同法第五十八条第一項の留守家族手当、同法第十五条の都帰旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県事務	七	の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県事務	七	の戦傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県事務	七	の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県事務	七	の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県事務	七	の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県事務	七	の卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四	電気工事士法による同法第四条第二項の交 都付又は同条第七項の書換えに関する事務で あつて総務省令で定めるもの
五	電気工事業の業務の適正化に関する法律に よる同法第三条第一項若しくは第三項の登 記又は同法第十条第一項の届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
六	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 化に関する法律による同法第三十八条の四 都府第一項の交付又は同条第五項の書換えに 関する事務であつて総務省令で定めるもの
七	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する 特別措置法による同法第六条若しくは第七 都条第一項の許可、同法第十条第一項若しく は第十九条第一項の申請、同法第二十二条 知府第一項の承認、同法第二十七条第一項若 しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十 二条第一項の命令若しくは選任の請求、同 条第二項若しくは第五項の命令の請求、地 域福利増進事業等の実施の準備又は同法第 四十三条第二項の土地所有者等関連情報の 提供に関する事務であつて総務省令で定め るもの
八	建設工事に係る資材の再資源化等に関する事 務(平成十二年法律第四号)による同 法第二十一条第一項の登録又は同法第二十 五条第一項の届出に関する事務であつて総 務省令で定めるもの
九	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の 免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
十	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の 免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事 務であつて総務省令で定めるもの

別表第四		第三十条の十一、第三十条の四十四の五関係)		二十九、三十、福島県知事	
実施市の長	一の三の救助市	村長	一の二の市町	一の二の市町	一の二の市町
災害くは第二項の救助又は同法第十二条の扶	災害救助法による同法第二条第一項若し	災害救助法による同法第二条第一項の認	新型インフルエンザ等対策特別措置法に	法第二十条の二第一項の登録に関する事務	は第十五条の二の六第一項の許可、同条第
もの	の救助又は同法第十二条の扶助金の支給	の救助又は同法第十二条の扶助金の支給	による同法第二十八条第一項の予防接種の	法第十九条の健康管理調査の実施に関する事務で	三項において準用する同法第九条第三項の認
に關する事務であつて総務省令で定めるもの	に關する事務であつて総務省令で定めるもの	実施に関する事務であつて総務省令で定	めるもの	めるもの	届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同
の四災害救助法による同法第二条第一項若し	の四災害救助法による同法第二条第一項若し	の四災害救助法による同法第二条第一項若し	の四災害救助法による同法第二条第一項若し	法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

発生市町村等の長	一の五市町長	一の六市町長	一の七市町長	一の八市町長	一の九市町長	一の十市町長	一の十一市町長
十三条第一項の規定により災害発生市町村等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給である事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害弔慰金の支給等に関する法律による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十一条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による同法第十一条第一項の認証・同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	選挙権を有する者が從前住所を有していいる市町における当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していいる市町における当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

市長	町村長	市長	町村長	市長	市長	市長	市長
の長	特別区長	の長	市長	委員会	二の二	二の二	一の十
市長	市長	所を設置する	市又は市長	教育委員会	市消	地方税法その他の地方税に関する法律及	
は長崎市	は長崎市	三の二保健医療に	は長崎市	予防接種法による同法第五条第一項若し	損害賠償又は非常勤消防団員に係る退職報	びこれらの法律に基づく条例又は森林環境	
市の長	の長	ける	くは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付	省令で定めるもの	金の支給に係る事務であつて総務省令で定めるもの	税及び森林環境譲与税に関する法律及	
四島市	四島市	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第三項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収も	くは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収も	する事務であつて総務省令で定めるもの	よる地方税若しくは森林環境税の賦課徴		
市長	市長	十六条において準用する場合を含む。)の規定を同法第二十二条の実費の徴収も	くは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収も	する事務であつて総務省令で定めるもの	收又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
の長	の長	若しくは第四十六条第一項若しくは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収も	くは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収も	する事務であつて総務省令で定めるもの	する事務であつて総務省令で定めるもの		
市長	市長	項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項第一項、第四十四条の三第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三第一項若しくは第五十条の四第一項の費用の負担又は同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法	くは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収も	する事務であつて総務省令で定めるもの	する事務であつて総務省令で定めるもの		
の長	の長	務省令で定めるもの	くは第六条第一項から第三項までの予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収も	する事務であつて総務省令で定めるもの	する事務であつて総務省令で定めるもの		

四 の 二 水 道 法 市 町 (同法第二十五条の三の二) 別 区 域 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の	四 の 三 国 家 戦 略 特 別 区 域 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の	四 の 二 水 道 法 市 町 (同法第二十五条の二第一項 において準用する場合を含む) の 届 出 に 關 す る 事 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の	四 の 二 水 道 法 市 町 (同法第二十五条の二第一項 において準用する場合を含む) の 届 出 に 關 す る 事 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の
四 の 六 指 定 の 児 童 福 祉 事 務 保 護 所 を 管 理 す る 町 村 長	四 の 五 児 童 福 祉 市 長 の 助 産 施 設 又 は 福 祉 事 務 保 護 の 養 育 里 親 若 しく は 同 条 第 二 号 の 養 子 縁 令 で 定 め る も の	四 の 四 児 童 福 祉 市 町 村 長 の 四 の 四 児 童 福 祉 市 町 三 第一 項 の 障 害 児 通 所 給 付 費 、 同 法 第 二 十 一 条 の 五 の 四 第 一 項 の 特 例 障 害 児 通 所 給 付 費 、 同 法 第 二 十一 条 の 高 額 障 害 児 通 所 給 付 費 、 同 法 第 二 十 九 条 の 五 の 二 十九 第 一 項 の 肢 体 不 自 由 児 通 所 医 疗 費 、 同 法 第 二 四 条 第 二 十七 第 一 項 の 特 例 障 害 児 相 談 支 援 給 付 費 の 支 給 、 同 法 第 二 十一 条 の 六 の 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 提 供 、 同 法 第 二 四 条 第 一 項 の 保 育 所 お い け る 保 育 所 の 実 施 若 し く は 同 条 第 五 項 若 し く は 第 六 项 の 措 置 又 は 同 法 第 五 十六 条 第 二 項 の 費 用 の 徵 收 若 し く は 同 条 第 六 项 若 し く は 第 七 项 の 处 分 に 關 す る 事 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の	四 の 二 水 道 法 市 町 (同法第二十五条の二第一項 において準用する場合を含む) の 届 出 に 關 す る 事 務 で あ つ て 総 務 省 令 で 定 め る も の

める市第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の長

法第七条の二第三項の届出、同法第十四條の四第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更正新規、同条第六項の許可、同条第七項の更新新規、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条の三第三項の届出、同法第十五条の三の三第三項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市長が行うこととされたもの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の十五 第三十条の四十四の六関係）

一の四 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の五 特定非営利活動促進法による同法第十一条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、

三の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 恩給法 (他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する法律による調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前章の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三条の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危險物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七 八の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の四 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の五 予防接種法による同法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施又は同法第十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条における適用する場合を含む。）若しくは第四十一条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の七 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十三条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十五条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十五条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の三 栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六 クリーニング業法による同法第六条の
クリーニング師の免許又は同法第七条第一項
のクリーニング師の試験の実施に関する事務
であつて総務省令で定めるもの

七の七 水道法による同法第二十五条の二第一
項（同法第二十五条の三の二第四項において
準用する場合を含む。）の申請又は同法第二
十五条の七の届出に関する事務であつて総務
省令で定めるもの

七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及
び安全性の確保等に関する法律による同法第
三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第
二項の登録に関する事務であつて総務省令で
定めるもの

七の九 労働施策の総合的な推進並びに労働者
の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する
法律による同法第十八条の職業転換給付金の
支給に関する事務であつて総務省令で定める
もの

八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員
の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能
検定試験の実施その他技能検定に関する業務
(同法第四十六条第二項の政令で定めるもの
に限る。)の実施に関する事務であつて総務
省令で定めるもの

八の一 児童福祉法による同法第六条の四第一
号の養育里親若しくは同条第一号の養子縁組
里親の登録若しくは同条第三号の里親の認
定、同法第十一条第一項第二号への児童及び
その家庭についての調査及び判定、同法第十
八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十
九条の二第二項の児童慢性特定疾病医療費の
支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指
定、同法第十九条の二十二第四項の児童慢性
特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二
十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の
二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四
条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法
第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費
等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一
項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三
条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は
同法第五十六条第一項の負担能力の認定若し
くは同条第二項の費用の徴収に関する事務で
あつて総務省令で定めるもの

八の二 国家戦略特別区域法による同法第十二
条の五第八項において準用する児童福祉法第

録又は同法第十条第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に關する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第十条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同法第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 建設業法による建設業の許可に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二 凈化槽法による浄化槽工事業の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律による同法第二十二条第一項の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六 通訳案内士法による同法第三条第一項又は第四項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 通訳案内士法による同法第十八条(同法第五十七条において準用する場合を含む。)の登録(同法第二十三条第一項(同法第五十七条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第二十四条(同法第五十七条において準用する場合を含む。)の再交付に關する事務であつて総務省令で定めるもの)

二十八 不動産の鑑定評価に關する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項、同法第二十六条第一項又は同法第二十七条第一項の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九 土国士調査法による同法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は司法第六条の登録に關する事務であつて総務省令で定めるもの

四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九条 公営住宅法による同法第十五條の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九条の二 住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九条の三 特定優良賃住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九条 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十条 建築基準法による同法第七十七条の六十条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一条 第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二条 建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第二項の登録、同法第五条の二第二項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三条 废棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十四条 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

行 機 関	外 の 執 事 の 知 事 委 員 教 高 等 學 校 等 就 學 支 援 金 の 支 給 に 關 す る 法 律 に よ り 同 法 第 六 条 第 一 項 の 就 學 支 援 金 の 支 給 に 關 す る 事 務 を 行 つ て 總 務 省 令 で 定 め る もの	
道 府 県	都 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務	六 都 児童手当法による同法第六条第一項の支給に関する事務